

労働安全衛生規則（抜粋）

(有害物ばく露作業報告)

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにばく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関する必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく告示

(労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等)

平成18年厚生労働省告示第二十五号（平成19年11月一部改正）

(労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物)

第一条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の上欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。以下同じ。）とする。

物	含有量(重量パーセント)
アルファ・アルファージクロロトルエン	0.1パーセント未満
イソブレン	0.1パーセント未満
ウレタン	0.1パーセント未満
二・三エボキシプロピル=フェニルエーテル	0.1パーセント未満
オルト-アニシジン	0.1パーセント未満
オルト-ニトロアニソール	0.1パーセント未満
オルト-ニトロトルエン	0.1パーセント未満
二-クロロ-一-ブタジエン	0.1パーセント未満
四-クロロ-二-メチルアニリン及びその塩酸塩	0.1パーセント未満
コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）	0.1パーセント未満
酸化プロピレン	0.1パーセント未満
ジアゾメタン	0.1パーセント未満
二・四-ジアミノアニソール	0.1パーセント未満
四・四'-ジアミノジフェニルエーテル	0.1パーセント未満
四・四'-ジアミノジフェニルスルフィド	0.1パーセント未満
四・四'-ジアミノ-三・三'-ジメチルジフェニルメタン	0.1パーセント未満
二・四-ジアミノトルエン	0.1パーセント未満
一・四-ジクロロ-二-ブテン	0.1パーセント未満
二・四-ジニトロトルエン	0.1パーセント未満
一・二-ジプロモエタン（別名EDB）	0.1パーセント未満
一・二-ジプロモ-三-クロロプロパン	0.1パーセント未満
ジメチカルバモイル=クロリド	0.1パーセント未満

N・N-ジメチルニトロソアミン	0.1パーセント未満
ジメチルヒドラジン	0.1パーセント未満
一・四・七・八-テトラアミノアントラキノン（別名ジスパースブルー）	0.1パーセント未満
N-(一-ニ-二-ニ-テトラクロロエチルチオ)-一-ニ-三-六-テトラヒドロフタルイミド（別名キャプタフォル）	0.1パーセント未満
五-ニトロアセナフテン	0.1パーセント未満
二-ニトロプロパン	0.1パーセント未満
パラ-フェニルアゾアニリン	0.1パーセント未満
ヒドラジン	0.1パーセント未満
フェニルヒドラジン	0.1パーセント未満
一-三-プロパンスルトン	0.1パーセント未満
プロピレンイミン	0.1パーセント未満
ヘキサクロロベンゼン	0.1パーセント未満
ヘキサメチルホスホリックトリアミド	0.1パーセント未満
ベンゾ[a]アントラセン	0.1パーセント未満
ベンゾ[a]ピレン	0.1パーセント未満
ベンゾ[e]フルオラセン	0.1パーセント未満
メタンスルホン酸メチル	0.1パーセント未満
二-メチル-四-(二-トリルアゾ)アニリン	0.1パーセント未満
四・四'-(メチレンジアニリン)	0.1パーセント未満
二-メトキシ-五-メチルアニリン	0.1パーセント未満
りん化インジウム	1パーセント未満
りん酸トリス(二・三-ジプロモプロピル)	0.1パーセント未満

(有害物ばく露作業報告の対象及び期日)

第二条 事業者は、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条の表の上欄に掲げる物の量（同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同欄に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったときは、平成二十年三月三十一日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。なお、有害物ばく露作業報告書（様式第21号の7）は都道府県労働局又は労働基準監督署で入手することができます。